

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件

の一部を改正する件の概要

水生生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定について

今般、平成 24 年 3 月 7 日の中央環境審議会水環境部会（第 29 回）においてなされた答申（「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 5 次答申）」（中環審第 648 号））に基づき、東京湾の一部及び伊勢湾について類型指定を行うものである。

改正前

別表（告示別表2の2のウ関係）

政令別表による名称	水域	該当類型	達成期間	指定日
1 館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾）	東京湾（全域。ただし、東京湾（イ）、東京湾（ロ）、東京湾（ハ）、東京湾（ニ）及び東京湾（ホ）に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ	平成 21 年 3 月 31 日
	中略			
	<u>東京湾（ホ）（別記5の水域）</u>	<u>海域生物</u> <u>特A</u>	<u>イ</u>	<u>平成 21 年 3 月 31 日</u>

改正後

別表（告示別表2の2のウ関係）

政令別表による名称	水域	該当類型	達成期間	指定日
1 館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾）	東京湾（全域。ただし、東京湾（イ）、東京湾（ロ）、東京湾（ハ）、東京湾（ニ）、 <u>東京湾（ホ）及び東京湾（ヘ）</u> に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ	平成 21 年 3 月 31 日
	中略			
	<u>東京湾（ホ）（別記5の水域）</u>	<u>海域生物</u> <u>特A</u>	<u>イ</u>	<u>平成 21 年 3 月 31 日</u>
	<u>東京湾（ヘ）（別記6の水域）</u>	<u>海域生物</u> <u>特A</u>	<u>イ</u>	<u>平成 24 年 11 月 2 日</u>

2 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾)	伊勢湾(全域。ただし、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)、伊勢湾(ハ)、伊勢湾(ニ)、伊勢湾(ホ)、伊勢湾(ヘ)及び伊勢湾(ト)に係る部分を除く。)	海域生物 A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(イ)(別記7の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ロ)(別記8の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ハ)(別記9の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ニ)(別記10の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ホ)(別記11の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ヘ)(別記12の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日
	伊勢湾(ト)(別記13の水域)	海域生物 特A	イ	平成24年11月2日